

第5章

二つの総選挙：イスラエルとパレスチナ

池田 明史

はじめに

1991年秋にマドリードで始動し93年秋にオスロ合意によって加速されたかにみえた中東和平プロセスは、95年11月のラビン・イスラエル首相の暗殺を契機として暗転し、96年夏のイスラエル政権交代を経て後退局面に入った。同年秋のエルサレム観光トンネル貫通をめぐってパレスチナ占領地にはインティファダ以来の大騒擾状況が出来し、和平当事者双方の相互不信の連鎖が形成されてプロセスは閉塞の色彩を強めた。97年初頭にヘブロンからのイスラエル軍撤兵問題に一応の妥協が成立したことを最後に、パレスチナ和平協議は暗礁に乗り上げ、またシリアやレバノンなど和平の他のトラックでの進展も皆無のまま97年は幕を閉じ、中東和平プロセスの蹉跌は誰の目にも明らかとなった。

和平の蹉跌は、もとより暗殺やテロ、あるいは軍事的な衝突といった個々の事件や事象の集積がもたらしたものである。しかしそれらの事件・事象の背後には、当然ながらそれぞれの社会の抱える内的な軋轢や反目といった状況が見え隠れしており、それらの経緯は和平における交渉相手との協議それ自体の難しさよりも、和平協議をめぐるそれぞれの陣営内部の軋轢調整に関わる難しさを浮き彫りにしている。ラビン暗殺はイスラエル内部のイデオロギー的衝突が政治的な行動に結びついた例にほかならず、また相次ぐ爆弾テロはパレスチナ人のある闘争路線の相違に決着がはかれない状況が投影

された結果といえる。和平当事者双方の内部的軋轢の調整という視点からこれまでの和平プロセスの展開を見直すとき、指導者の調整能力と制度的な調整装置としての議会の役割についての評価が問題となろう。その意味において、96年1月のパレスチナ自治政府首長・評議会選挙と、同年5月のイスラエル首相・議会（クネセト）総選挙とは、その過程や内実についてそれぞれ今一度検討を求められているように思われる。

パレスチナ総選挙では、パレスチナ自治地域における最初の民意集約機構としての立法評議会が成立し、それは自治行政府の首長に公式に選出されたアラファトPLO議長の政治的正統性を格段に強めると同時に、暫定自治政府が独立国家を目指すための不可欠の要件とされる統治の民主的体裁を獲得するものであり、したがってそのかぎりにおいてアラファト以下の自治指導層の権力的放恣を制約するという逆方向への契機も孕んでいた。いずれにせよ、パレスチナ総選挙の実施とそれによってもたらされたパレスチナ人の自治の実質化という状況は、「暫定」の名のもとに揺れ動いたパレスチナ自治政府の制度的基盤を確固なものとし、ラビン暗殺によって懸念された和平プロセスの後退が杞憂でしかなかったとの安堵感を与えるものであった。すなわち、これによって和平プロセスはもはや転回不能点（point of no return）を越えたという印象を広く国際社会に振りまくこととなった。

これに対し、5月末のイスラエル総選挙は、そうした楽観的観測を真っ向から打ち砕くものとなり、新たに登場したネタニヤフ政権は従来の和平積極路線の見直しを公然と掲げてパレスチナ側との対決を辞さないとする姿勢をとるに至った。イスラエル側でのこのような「反動」が準備された契機は、パレスチナ総選挙のプロセスのなかで突発したイスラーム系過激集団「ハマス」の一指導者に対する暗殺事件⁽¹⁾と、これに対する報復として2月から3月にかけて生起したエルサレムやテルアビブなどでのハマスの連続テロ攻勢であった。ラビンを後継したペレス首相が1996年の2月中旬に総選挙の前倒しを宣言した時点では、世論調査をみるかぎり和平積極派が慎重派を大きくリードしていたにもかかわらず、連続テロによって和平プロセスに対する選

拳民の不安感が一挙に噴出し、結果的に慎重派の逆転勝利がもたらされたのである。報復の原因となったハマス指導者に対する暗殺を黙認したのがペレスであったことを考えれば、ペレスは自身で敗北の種を蒔いたともいえよう。

いずれにせよ、これら二つの総選挙はパレスチナ和平の胚胎する可能性と困難とを同時に提示するものである。選挙のあり方やその結果に対して、批判と評価のいずれの立場を取るにしても、留意すべきはパレスチナ側にせよ、イスラエル側にせよ、そのような選挙のありようが、本質的にはそれぞれの和平当事者が一貫して抱えている曖昧さと無関係ではないという点である。和平プロセスをめぐる同様のダッチロール的現象は、その後も繰り返されている。和平プロセスの交渉当事者は、プロセスの始動と展開とを可能ならしめたそれぞれの内部的な要因を掌握し、最終的に和平の果実を手にすることができるであろうか。

以下では、これら二つの総選挙を材料として検討することを通じて、双方の社会が抱える国家観の混乱という問題を考察し、そのことと和平プロセスの展望との関連をみていくこととしたい。

第1節 パレスチナ評議会選挙

1996年1月20日のパレスチナ総選挙では、総数88議席のうちアラファト与党（ファタハ主流派）が49議席、ファタハ独立リスト（ファタハ反主流派）が23議席、無所属候補が10議席、イスラーム系候補が6議席という配分となった。他のグループと帰属が重複する場合を含めると、ファタハ所属の議員は72名を数え、圧倒的多数となる⁽²⁾。この結果を捉えて、今次選挙がファタハの翼賛選挙であるとの批判が生じたが、しかしファタハ所属の当選者のなかには、反乱派を自称する反アラファト派が19名含まれている。これに明らかな野党勢力となるイスラーム系や無所属系の議員を加えれば、パレスチナ自治政体の最初の議会がアラファト支持一色の全面的翼賛議会だという批判は必ずし

も当たらない⁽³⁾。

選挙のプロセスそれ自体が恣意的で透明性を欠いているとして、その公正性を問題にする主張もまた説得力を欠く。一部の批判勢力にボイコットの動きがあったものの、選挙自体の投票率は75%を超えており、ガザでは86%という高率を記録した⁽⁴⁾。選挙権の登録率が86%であった事実を差し引いても、有権者の65%から70%が投票したと推定され、数字のうえからは選挙結果が民意を反映していると考えられる。選挙の公正さについての世論調査⁽⁵⁾をみると、選挙法が公正だと認めるもの57%、十分ではないが一応公正だと考えるもの31%、公正ではないと考えるもの4%で、さらに実際の選挙運営について公正に行われたと判断するものは64%となっており、人々の意識のうえで選挙の公正が一応は担保されたとの見方が多数を占めていることがわかる。

ところで、批判派が選挙不参加を決定した理由は主として次の二つであった。一つはイデオロギー的理由であり、彼らの参加によってオスロ合意に正統性が付与されることになるので参加すべきでないという主張となった。もう一つはより現実的な判断であり、彼らの参加する選挙が公正かどうか、そしてその選挙でどの程度得票できるかとの計算がその判断材料となったが、どちらかといえばこちらの理由が不参加を決定的にしたものと考えられる。その背景としては、批判派が基本的に選挙法の制定プロセスに関与できず、選挙の制度的側面に影響を与えることができなかつたことがあげられよう。結局それは、批判勢力の側における指導者の不在に由来する指導力の欠落に起因する。ハマスの場合が典型例で、1995年秋以降、選挙制度の議論がなされる時期、アハマド・ヤシン師、アブドゥル・アジズ・ランティシ、ムサ・アブ・マルズークといったハマス指導者はいずれも投獄されていたために、ハマスはその闘争戦略はおろか、基本的な政治課題への対応についてさえ幹部間の意思の統一ができなかつた。ハマスが結束してアラファト側に比例代表制を受け入れさせるような政治的圧力を行使していれば、PFLPにせよハマスにせよ、評議会での一定の議席獲得の展望が開けるとの判断も生まれていただであろう。それぞれの批判勢力が選挙への参加に傾く可能性が当初から

なかったわけではない⁽⁶⁾。

結局、これら批判派の選挙不参加によって、選挙が政治性やイデオロギー性を希薄化させた事実は否定できない。政党としてはファタハ党のみの参加となり、批判派はすべて形のうえでは無所属の単独候補となった。そのファタハは批判政党の不参加で政党としての一体性を保持する必要がなくなって統一リストを構成せず、アラファトは与党としての統合されたファタハの必要を感じなくなった。むしろ、強力な野党の結集という状況がないのであれば、議会が単独候補の乱立で分裂してくれていた方が政治操作が容易となるからである。

もとより、和平プロセスを支援する国際的な諸アクターにとっても、あるいは和平のパートナーとしてパレスチナ暫定自治政府(以下ではPAとする)との安定的交渉環境を渴望するイスラエル政府にとっても、今次選挙の最大の目的は、アラファト率いるPAの政治基盤を固めることにあった。アラファトはすでに実効的支配を行っていたが、選挙はその支配に最大限の政治的正統性を付与する機会と認識されていた。そうした期待を前提として実施された今次選挙の評価に際しては、未だ揺籃期にあるPAの政治的限界や、和平プロセスへの批判勢力であるイスラーム過激派の勢力伸張、あるいはPAの政治的成果がイスラエルとの対話およびイスラエル側からの譲歩に依存しているといったことに由来する安定性の欠如といった状況を勘案する必要がある。

アラファトの自治政府首長への選出、および評議会でのアラファト与党の絶対多数獲得は、アラファト自身の政治的立場とアラファト以下の自治政府指導部の政治的正統性を格段に強めることとなった。しかし同時にそれは、パレスチナ人の総意(除外された部分があるにせよ)が自発的に投影される最初の「国民投票」として歴史的な位置づけが与えられ、パレスチナ人の自決権が「主権」へと発展する展望を切り開くものでもあった。その意味では、先に述べたように、選挙がイスラエル＝パレスチナ関係の転回不能地点を画したという評価も首肯できる。また、対内的な民主化の契機という観点からすれば、いかに政治性を剝奪され、いかにイデオロギー的な争点が欠落してい

たにせよ、選挙とその結果として立ち現われた評議会の存在は、明らかにアラファトおよびその指導部の裁量を拘束する性格のものである⁽⁷⁾。選挙およびその結果としての評議会は、体制内部の各種勢力に対して批判と異議申し立ての制度的フォーラムを提供するからである⁽⁸⁾。

かくして評議会は、国家建設という目標に向けて対内的にも対外的にも体制を支える政治的正統性の源泉となる。しかし、75%が(ファタハという)与党勢力で占められている評議会は、第二次大戦後の脱植民地時代に新興独立諸国の議会の多くがそうであったように、自治政府という権力の結節点を強化する機能を果たす。そのこと自体は否定できない事実であり、パレスチナ内政が未だにネオ家父長制的な名望家支配の段階を脱却しきれていないという批判には理由がある。しかし同時に、今次選挙は、その時点ではパレスチナ人の50%にとどまっていたオスロ合意への支持率⁽⁹⁾を事実上拡大する機能を担ったというところに注目する必要がある。それは、比較的短時間で行政府としての機能を立ち上げたPLO主体の自治政府指導層への信任投票にほかならず、イスラエルとの交渉当事者としての自治政府が、イスラエル側からさらなる撤兵を引き出せるということへの期待感の表明でもあった⁽¹⁰⁾。選挙は、オスロ合意への国民投票であると同時に、オスロ合意以降のパレスチナにおける公秩序の混沌状況に一応の終止符を打ち、社会的政治的安定に向けた動きを制度的に象徴するとみなされた。

国際的な監視のもとで選挙が実施され、その結果として選出された評議会は、オスロ合意の枠内という制約に服するものの、事実上パレスチナ自治政体の立法議会として認知されている。隣接アラブ諸国の立法機関が必ずしも独立した政治的役割を果たしていない情勢や、従前の強権志向などを考えれば、アラファト自身はイスラエル占領時代の民政府政令による直轄統治を選好することになろう。しかし、評議会がどのように位置づけられるかを問わず、例えば独立国家樹立宣言といった事案について評議会という場が設定されたことの意味は大きい。また、西岸都市部における自治行政府のプレゼンスは、ガザのそれと比べて必ずしも強固ではなかったが、評議会の設置は

西岸とガザとの間の条件や社会的要請の差異を（統合とはいわないまでも）架橋する方向に作用するものと考えられる⁽¹¹⁾。

評議会はさらに、占領地と在外パレスチナ人との関係においても意味をもつ。すでに1982年のレバノン戦争以降、パレスチナ人の政治的重心は在外難民の側から占領地住民の側へと移動しつつあった。そのような重心の転換を決定づけたのは、1987年末からのいわゆるインティファダであった。オスロ合意によって西岸・ガザへのパレスチナ暫定自治が実現し、難民側の部分的帰還を伴う行政が立ち上がったことで、重心の移動は動かないものとなり、そして今回の選挙を迎えたのである。こうした歴史的文脈を考えれば、評議会の発足は、従来のパレスチナ民族評議会（Palestine National Council: PNC）を事実上空洞化し、これに代替するものとみることもできる。すなわち、パレスチナ人の政治的利害調整と意思統一の機能が、PNCから評議会へと移転されつつあると考えられもするのである⁽¹²⁾。

第2節 評議会とパレスチナ独立国家

周知のように、和平プロセスにおけるパレスチナ側の最大の目標はパレスチナ独立国家の建設にある。評議会選挙も、究極的にはこれがパレスチナ人があるべき自らの「国権の最高機関」となるであろうことを前提として、これに積極的な支持を与え、参加したのであった。イスラエル占領下の西岸・ガザ地区に自前の主権国家を構築するというのが、イスラエルとの和平協議を受け入れたパレスチナ人の最終的な目的であり、自治政府の設立や暫定自治地域の拡大などはどこまでも国家樹立を前提とした準備段階でしかない。イスラエル側としては、当初、自治が譲歩の上限であった。つまり、パレスチナ人が独立国家をあきらめる代償として自治を「与える」という姿勢から始まった。一方は国家への準備としての自治を構想し、他方は国家放棄の代償としての自治を提示する。そこから出発した和平プロセスは、しかし、そ

の展開のなかで双方の「国家」意識のなし崩し的な変容を促し、そこに妥協成立の余地を紡ぎ出してきたように思える。

これまで幾度も鉾を交えてきた(そして軍事的に圧倒されてきた)イスラエルとの歴史的な経緯や、周囲のアラブ主権国家との関係という具体的な現実のなかであらためて検討してみれば、「パレスチナ独立国家」が軍事や外交はもとより、経済においてさえ完全な自由を享受できる完結的な主権国家として成立する展望は皆無とあっていい。国家という名称を冠するか否かは別にして、パレスチナ人の手にする「国家」の内実は現行の「自治」と具体的に何がどう違うものとなるのか。軍備の制約や国際的な拘束、援助の受け皿、内政の監視、その他さまざまな具体的な条件が浮上してくるにつれ、イスラエル側の「付与する」自治とパレスチナ側が「要求する」国家との理念上の乖離が、客観的・現実的な制約によって縮められるという展開になりつつある。

こうした成り行きは、難航が予想される最終的地位交渉に多少なりとも現実的感覚を持ち込み、交渉をより地についたものとするという意味ではむしろ望ましいともいえる。しかしその反面、そのような「国家」に関わる理念と現実との距離感が、パレスチナ側に心理的な混乱を生み出している事実を押しえておく必要がある。そこに醸し出されているのは、一貫して抱えてきた自前の国家への憧憬を抱き続ける一方、その国家が実現したとしても実態としては現実は変わらず、場合によってはむしろ負担が重くなる可能性さえみえてきたという、自家撞着的な心理状況にほかならない。

パレスチナ和平が停滞し、しかもその停滞の原因が主としてイスラエル側の高圧姿勢にあるなかで、政治的な閉塞感の強まりからパレスチナ人の支持が和平粉碎を叫ぶハマスのような勢力に向けられるというのが現状を解説する図式となっている。それはそれで正しいが、しかしもう一つの側面として、ハマスがもっているパレスチナ国家への曖昧な距離感の問題を指摘することもできる。ハマスの評議会選挙への対応は、前述の通りまことに歯切れの悪いものとなった。組織としては選挙をボイコットしながら、しかし個人のレベルでは事実上参加を黙認したことになる。こうした事態はそのまま、ハマ

スの国家への距離感を象徴している。

イスラームを指導理念とし、イスラーム的価値観の回復とイスラーム的連帯の強化を掲げるハマスのにとって、自治政府が目指すパレスチナ国家は本質的に非イスラームの民族国家であって原理的には否定されねばならない概念である。しかし同時に、ハマスは西岸・ガザに発祥したパレスチナ人の内発的な政治運動であって、基本となるのはパレスチナ人相互の連帯と自決である。パレスチナ人が国家的まとまりを求めて闘争し、運動し、交渉する方向について無関心ではいられない。そのような二律背反的なベクトルの狭間にあってハマスは、パレスチナ国家の構想に対しては常に立場を曖昧にしてきた。ハマスの主張が、声高に和平粉砕を叫びながら、それに代替すべき具体的な将来構想をついに提示しきれずにいるのは、パレスチナ国家へのそうした曖昧な関わり方と無関係ではない。

パレスチナ人の中でのハマスへの関心が拡大しているのだとすれば、そこに和平の閉塞に対する焦燥感の裏返しとして、強硬姿勢に傾斜していくという構造を当然みてとるべきだろう。しかし彼ら自身に自覚されているか否かを問わず、ハマスがいつまでも清算できないでいる矛盾、つまり「国家的なるもの」についての曖昧さにある種の奇妙な共感を覚えるという、パレスチナ人の心理に内在するもう一つのメカニズムに注目しておく必要がある。いずれにせよ、評議会がパレスチナにおける「国権の最高機関」を目指す以上、最終的にはハマ스에代表される批判勢力を取り込んでいく必要がある。そのような基盤の拡張を経て初めて、評議会は「ナショナルな」政治過程を担う議会としての主体性を確立できるのである。それは同時に、パレスチナの選挙民が「国家的なるもの」への心理的葛藤を清算し、所与の政治的現実から出発して具体的に可能な国家の構想に入ることを意味しよう。そうなって漸く、パレスチナの自治は揺籃期を脱すると考えられるのである。

第3節 イスラエル総選挙

ところで、「国家的なるもの」に関わる概念的な混乱という点では、面白いことにイスラエル側にも同様の状況がみられる。現在の和平プロセスの停滞は、遡れば昨年夏のネタニヤフ政権の登場をその契機とする。ネタニヤフは、1996年5月のイスラエル総選挙と同時に実施された首相公選選挙で投票総数の1%以内という僅差で当選した。以下では、この選挙のイスラエル政治史における位置づけを考察し、それがイスラエルの国家観の混乱にどのように結びついているかを簡単に検討する。

現代イスラエル政治史は、三つの大きな段階を経てきた。第1段階は、1948年の建国に始まり77年で終わる労働党優位の時期であり、第2段階は77年5月18日の総選挙から92年6月23日の総選挙までのリクード優位の時期であり、そして第3段階は、92年総選挙から今回の96年総選挙までの労働党再起の時期である。第2段階においてリクードを中核とした超国家主義および宗教勢力のタカ派同盟が形成され、第3段階ではそのタカ派同盟の掲げる「大イスラエル主義」が破綻した結果、歴代のイスラエル内閣のなかで最もハト派色の強いラビン＝ペレス政権が誕生したのであった。この政権の登場の背景としては、リクードの党内分裂とスキャンダルによる弱体化のほか、対米関係の悪化や、20万人を超えるロシア系ユダヤ人の有権者集団の新規参入、あるいはラビンの個人的人気に基づく浮動票の取り込みといった要因が指摘されるところである。

1996年総選挙は、政治的状況としては93年以降のいわゆるオスロ合意・オスロII合意という和平プロセスの進展、およびそれへの反動として生じたラビン暗殺という事態の展開の余波のなかで実施された。しかし、96年選挙の帰趨を最終的に決定づけたのは、そうした政治状況の変転である以上に、イスラエルの選挙制度に関わる二つの改革、すなわち首相の直接公選制の導入と各党による予備選挙の実施拡大であったと考えられる。

首相公選制⁽¹³⁾は、第1に首相を目指す主要な候補者たちの個性に対して新たな形で争点が形成される状況を作り出した。公選制擁護派は、この制度が首相の権力を高めると同時にその（選挙民に対する）責任をより明確にすることが可能だと唱え、また議会における小派閥の跳梁を抑え、それら小派閥が特定の要求を持ち出して応分以上の交渉力を手にするような事態を防げると考えた。これに対して導入批判派は、新制度は、政治的支持の調達と選挙戦上の戦略的必要とによって、首相候補者が小政党の指導者との間にさまざまな裏交渉を重ねる結果を生み出し、むしろ小政党の交渉力を拡大する危険性を指摘したほか、首相の権力拡大が議会制との矛盾や軋轢を激化させ、大統領制と議院内閣制との混在に起因する不安定につながるだけでなく、首相の責任も曖昧化されると批判した。

各政党において予備選挙の実施が一般化しつつあったこともまた、イスラエル内政に大きなインパクトを与えていた。労働党は1992年に主要政党として初めて予備選挙を実施し、その結果国民の人気のあるラビンがペレスに代わって党首となった。すなわち、労働党幹部やヒスタドルートなど政治官僚的なエリート層の支持を受けていたペレスが、一般の黨員層の支持を集めていたラビンに敗退した格好となった。この92年予備選挙を嚆矢として、イスラエルの主要政党の首相候補者は予備選挙を経て選出される方向が定まった。しかし、こうした予備選挙の一般化は、既成政党の活性化につながると期待されながら、現実には党の政策や綱領よりも候補者の個性や個人的イメージが優先され、選挙母体に対する候補者の責任意識を強化すると期待されながら、特定の地域やセクターの利害が候補者の関心の焦点となるという事態につながることもあった。

イスラエル政治史上最初の首相公選選挙となった96年5月の総選挙では、故ラビンと二人三脚を組んで和平を推進してきた当時現職のペレス首相と、その和平を「売国者の平和」と糾弾してきたネタニヤフとが真っ向から組み合った格好となった⁽¹⁴⁾。しかし実際の選挙戦は、政策闘争や路線闘争であるよりも、イメージの闘争となった。ラビンの後継として、ラビンが備えてい

た「強い」イメージを継受し、この点に集中するべきだという陣営内の支配的見解を斥けてペレスは、強さのほかに幾つかの強調点を併用する戦略を採用した。すなわちそれは、労働党指導下に実現したイスラエルの国際的地位の劇的変化であり、ペレス個人の政治的経験と業績であり、その裏返しとしてのネタニヤフの経験不足と不確実性であった。これに対して、ネタニヤフは徹頭徹尾一点に集中して選挙戦を戦った。それは「安全がないかぎり、平和はありえない」という主張である。1996年の時点では、オスロ合意以前に戻るというスローガンはすでに現実性を失っており、平和は所与の現実となっていた。しかし、そのようにして受忍されながら、和平状況に内在する危険と、和平プロセスへの短兵急なペレス政権の取り組みに対して、懸念が広がっていたことも事実である。ネタニヤフは、そのような懸念を「安全と平和」とをテーマとすることによって拡大し、拡散することを狙った。

このように考えると、ペレス側が和平支持、ネタニヤフ側が和平反対を掲げて争ったという理解は短絡的にすぎよう。その実態は、ペレス側が和平「加速」を唱えたのに対して、ネタニヤフ側は和平「減速」を主張していたとみるのが正しい。その際、「減速」を支持してネタニヤフに票を投じた人々には大きく二つの類型があった。一方は1993年秋のオスロ合意以降のパレスチナ和平を粉碎すべしと呼号する国粋派で、これは明らかに和平反対派である。しかし他方は、ペレスの唱える和平加速を短兵急としつつ、むしろタカ派が政権にあった方が和平の推進にはプラスだと判断した人々であった。そこには、政権を担当することでタカ派は、和平を求める国際的な圧力と、野に下っても和平推進に政権を突き上げるハト派との挟撃を受ける格好となり、渋々ながらも和平に向けて足を踏み出すこととなるのではないかとの期待があった。タカ派とハト派とに国論が完全に分断されたなかで、当時のハト派政権の和平加速論に対してタカ派が徹底抗戦の姿勢をちらつかせ、和平が一步も進まないことへの閉塞感も作用していた。ネタニヤフ陣営は、ベギン政権時代のエジプトとの和平やニクソン米大統領時代の米中国交回復といった事例を引いて、「タカ派政権こそが和平を実現する」と訴えてそうした「現実的」

和平派の取り込みをはかったのである。

基本的にはネタニヤフの勝利の要因は、選挙民の多くが和平プロセスの展開が急速にすぎると感じており、包括的な問題の解決を急ぐあまりにアラファトに対してオスロ合意における公約の履行を十分に求めていないと判断していたところにあった。すなわち、アラファトは、国際世論を懐柔しパレスチナ暫定自治政府に対する継続した外交・財政支援を確保するために、イスラーム勢力への統制を装っているにすぎず、本気でその鎮圧を目指していないとみられていたのである。「アラファトは、平和に対する彼の誠意をイスラエル国民に信じさせることに失敗した。そしてペレスは、同じイスラエル国民に対して、アラファトの振る舞いに対する代価をペレスがアラファトに強いると信じさせることに失敗した」のであった。結局、ペレスが断行しようとしている譲歩は選挙民の大半が妥当であるとみなすよりもはるかに大きいものだとするネタニヤフ側の宣伝は奏効した。安全保障に対して他の何にもまして強い関心を寄せるイスラエルの選挙民に対してペレスは、ラビンに代わってイスラエルの安全保障を任せるに足るという信頼を勝ち取ることに失敗した。

首相公選と同時に実施された議会(クネセト)総選挙は、議会に全く新しい状況を出現させた。第1に、労働党とリクードの二大政党が二つながら議席を減少させ、第2に、宗教諸政党が議席を50%増やし、第3に新しい政党、特に移民主体の政党が躍進、さらに第4にアラブ諸政党も議席を拡大した。すなわち、二大政党の犠牲の上に、小政党が勢力を伸ばして、全体として小党乱立の趨勢が強まったということになる。新たな選挙制度は、議会内の勢力構成の変化をもたらしたというにとどまらず、イスラエルの政治配置そのものを再編したともいえる。従来の政治配置は、二大政党の対立とその周辺を小政党が前衛もしくは後衛として固めるという形であったが、今やイスラエル内政は、三つの大きな陣営と二つの小さな派閥が並列するという配置に取って代わられている。すなわち、労働党(34議席)、リクード(22議席、ツォメットおよびゲシエルを加えて32議席)そして宗教諸政党(32議席)の三つのブ

ロックと、移民党や第3の道に代表される中道ないし中道右派系集団11議席、および左派系アラブ諸政党9議席という二つの集団である。

こうした展開はそれ自体で新制度導入の際に主張された小政党の過大な影響力を排除するという思惑が完全に外れていることを証明しているが、さらに選挙後の組閣作業に際して明らかになったのは、宗教諸政党がネタニヤフ支持の代償として閣僚ポストを確保し、その交渉力の拡大に成功した事実である。首相公選制の導入は、宗教勢力など小政党の応分以上の影響力行使を抑止するという所期の目的の達成には完全に失敗したことになる。

結語——国家観をめぐる「通常」と「特殊」との相克

ところで、ネタニヤフ政権を支える票田が、すでに述べたように国粋派と現実派とに真っ向から両断されるとき、そこで問題となるのは単に和平をめぐる粉碎論と推進論とのせめぎあいにとどまらない。和平粉碎論の基本的な論拠は、一方に「神から約束された地」(エレッツ・イスラエル)を統治し保全すべき神聖な国家としてのイスラエルの特殊性であり、他方にシオニズム理念を掲げて入植し発展を遂げたやはり特別な国家としてのイスラエルの特殊性である。そこでの主張は、詰まるところ、イスラエルはそうした特殊な国家、異質な国家であり続けるべきだというにほかならない。これに対して和平推進論の根幹は、イスラエルを通常の家として近隣の国際関係のなかに定位せしめ、周囲との通常関係を構築していくという論理である。その意味では和平プロセスとは、普通の国家が普通の環境のなかで生存していくために必要な条件整備の手続きにすぎない。特殊な状況のもとで成立したイスラエルが、通常の家として周囲に認められるための重要なステップなのである。

ここではイスラエルの「あるべき国家像」が真っ二つに引き裂かれている。それは、突き詰めていえば通常の家というベクトルと特殊な家というベクトルとの対抗である。このような分裂は、潜在的には建国以来一貫して存

在してきたが、それがここへきて一挙に顕在化し拡大しつつあるのは、皮肉なことに和平プロセスが実現したことによる。建国の瞬間から隣接するアラブ諸国の敵意に晒され、実態はともかく、主観的には常に「自存自衛」の戦争を余儀なくされてきたイスラエルの人々にとって、当面の問題は「国家の存亡」であって「国家のあり方」ではなかった。それが和平プロセスの実現によって国家の存在それ自体は公式に保障される方向が固まると同時に、これまで棚上げ・先送りをしてきたさまざまな問題が噴出してきたのである。そこでは、宗教勢力と世俗勢力との対抗、エスニック集団間の軋轢、移民吸収の理念とコストとの矛盾、経済システムをめぐる反目など、これまで和平問題の大きさの前に曖昧化・相対化されてきたあらゆる社会的争点が、和平プロセスの進展とともに先鋭化するという構造になっている。

このように、現在のパレスチナ和平をめぐる当事者双方の内部事情には、「国家」あるいは「国家的なるもの」に関わる一種の社会心理的な混乱という点で、通底する部分があるように思われる。そもそも中東和平プロセスは、域内の諸国家が「安全かつ平和裏に」共存することを目指してスタートした。別言すればそれは、「イスラーム対ユダヤ」とか「アラブの大義対シオニズム」といった宗教的・民族主義的二項対決の構造から、国家を基本単位とする多項間の競合という構造へ、域内秩序を安定的に再編しようとする試みである。その場合の基本単位である国家とは、どこまでも通常の家でなければならぬ。そのような通常の家を前提として構想された中東和平プロセスが、特殊ないし異質な構成原理による固有のユダヤ人国家、固有のイスラーム国家を目指す各種の勢力によって攪乱されるという図式になっているのである。つまり、ハマスをせよイスラエル国粋派にせよ、交渉相手へのテロや挑発によって和平交渉の進展を対外的に阻害しようとする勢力が、そのことによって実は、自分たちの帰属する陣営自体の将来的なあり方について対内的に異議を申し立てようとしている側面がある。

和平の推進を望む立場からは、和平プロセスの当事者それぞれに対して、「通常の家」への道筋を明らかにし、内部から提起される異議を説得もし

くは強権によって排除するという展開を期待するほかない。ところが、アラファトもネタニヤフも、それぞれの事情からそうした「論理的清算」を決断できるような状況にない。そこに、現在のパレスチナ和平の状況がぼやけてしまう大きな理由があるように思える。

アラファトの場合、問題はその政治手法にある。西岸・ガザにともかくも自治地域を設けて、自治行政府の長となったにもかかわらず、依然として解放運動の指揮官としての政治手法を抜け出していない。小異を捨てて大同につくというモットーのもと、異質な各種の政治勢力の大同団結をはかり、最小限のコンセンサスを形成して後は各勢力間の談合的な調整に働くという従来の手法は、明確な政策目標の序列を策定し、細かな資源配分を定めて体系的に執行するという行政府の運営に馴染まない。最大の問題は、目標の優先序列を確定しようとするれば、大同団結的な連帯は保てないという事実である。パレスチナ独立国家の建設を究極的な政治目標と定めているのであれば、国家の建設に対して曖昧な姿勢を取り続けるハマスのような勢力はいずれ切り捨てざるをえない。解放運動指揮官のスタイルのままでは、アラファトにはそれができない。

ネタニヤフの方は、彼自身の国家構想を示すことができないところに問題がある。「土地と和平の交換」という現行和平プロセスの基本的テーゼに対して消極的な彼の姿勢は、常に「安全保障上の懸念」から説明され、エレツ・イスラエルの神聖性やら入植イデオロギーの崇高性やらといった神懸かり的な正当化がなされることは、少なくとも表立ってはなかった。要するに、普通の国家の普通の懸念として和平プロセスがもつ「危険性」を訴えてきたのである。それがいったい、彼本来の信念からきているのか、あるいは単に国際社会向けの体裁を繕うにすぎず、本当は彼もまたイスラエルの特殊性に殉じようとしているのか。いずれであるにせよ、ネタニヤフはそれを明確にすることができない。彼の目指すところが、普通か特殊かという方向を示した瞬間に、彼の直接の支持基盤の一半、すなわち国粋派か現実派の一方が全体として離反するからである。そもそもネタニヤフが、明確な和平や国際秩序

の構想をもっているのかどうかという問いはさておき、そうした構想や展望をもっていたとしても、政治的にそれを提示することが難しいというジレンマが存在するのである⁽¹⁵⁾。

このようにみえてくると、ネタニヤフの和平「政策」とは、詰まるところ一連の状況への近視眼的な応答に終始しているにすぎないし、アラファトの側も常に目先の連帯や目先の協調に汲々としているだけで、長期的な国家建設への戦略といったものがまるで見えてこない。双方ともに確固たる構想に基づいて主体的に状況を切り開いてきたとは到底いえず、次々に生起する事件や出来事に個別に反応しているにすぎない。和平プロセスの蹉跎を招きつつある当事者双方の混乱は、突発的な事件や事変への対処の不手際や誤算によって加速され拡張されているのであって、そうした状況への応答それ自体が混乱を創り出しているわけではない。混乱は、パレスチナ側にせよイスラエル側にせよ、それぞれの指導者が実現すべき「国家像」を具体的に提示できないというところから発している。そして、本章でみてきたように、それぞれの社会があるべき国家像を構想し、その過程で生じるさまざまな軋轢を調整する制度的な場としての議会もまた、必ずしもその機能を全うできる状況にない。一方ではその揺籃期にあって政治的主体性を確立するまでにはなお相当の時間を必要とし、他方では制度の改変に伴う動揺を脱しえずにいるのである。

かくして、国家像をめぐる混乱と、それを下敷きにした和平プロセスの混乱は続く。指導者が明確な国家像を掲げて国論を牽引するか、あるいは議会がその本来の機能を回復ないし確立して国家像をめぐる一定の政治的コンセンサスの形成を果たすか、いずれかの条件が満たされないかぎり、本来の意味での和平協議の環境は整ったことにならない。事件や事変の処理が進み、あるいは第三者の仲介で和平プロセスが再開されることはあっても、それがそのままプロセスの「本復」につながらず、その輪郭は不透明でぼやけたままの状態を続けることになると考えざるをえないのである。

〔注〕 _____

- (1) 1996年1月5日ハマス軍事ウィング指導者の一人で爆弾工作の責任者とされるヤヒヤ・アヤシュ (Yahya Ayash) が、ガザの自宅でイスラエル諜報機関により爆殺された事件。
- (2) ここでの議員の政治的色分けはエルサレム・メディア広報センター (JMCC) の分析による。
- (3) 中央選挙管理委員会の最終公表結果によれば、ファタハ系議席は88議席中50議席となっている。また、同時に実施された首長 (*Rais*) 選挙ではアラファトの得票率は87.1%で、アラファトの翼賛選挙という批判には双方の数字を混同したものもある。
- (4) 西岸の投票率は73.18%、ガザでは86.28%、平均投票率は78.09% (いずれも中央選挙管理委員会最終報告)。
- (5) この調査は、ナブルスのパレスチナ調査研究センター (CPRS) が投票当日に実施したもので、調査対象者は3200名。ここに紹介した数字以外の主要な項目としては、投票者の男女比 (男58%、女42%)、年齢構成 (71%が40歳以下)、居住地域別 (難民キャンプ16%、都市部35%、農村部50%)、教育程度 (非識字・準非識字が31%)、経済状態 (投票者の過半数が月収200ヨルダンディナール<約300ドル>以下の低所得層) などがある。
- (6) 一般的にいて、批判勢力のなかでは、選挙参加についての積極派は占領地内部から、消極派は外部からという色分けがなされていた。占領地の住民か、外部の難民かという違いは、それぞれの和平プロセスにおける政治的な対応に微妙な相違を紡ぎ出しており、選挙制度が比例代表制であればこれら批判勢力の主力部分たる占領地住民の意向がより強く反映して、ハマスなどの選挙参加がありえたと考えられる。
- (7) すでに選挙の立候補のプロセスにおいて、そのような側面はファタハリストの統合・絞り込みの失敗という形ではっきりと現われていた。88議席中の37議席は、いわゆる独立系 (無所属) によって占められ、そのなかの最大のグループは、アラファトの指名した公式リストから外されたことを不服として、無所属で立候補したファタハのメンバーであった。彼らは、アラファトに対する反抗と、自治政府への忠誠とを弁別しており、いわばパレスチナ版の忠誠なる野党 (loyal opposition) を構成する。
- (8) このフォーラムの存在がそのままアラファト執行部や治安機関の権力濫用や人権侵害に対する十分な牽制となるわけではないが、しかし評議会議員の不逮捕特権や評議会審議の公開といった状況を前にすれば、そこでの批判や異議申立てを黙殺する場合の政治的コストは、従前の恣意的な政令支配時代に比べてはるかに高くつくことになる。

- (9) 前出CPRS世論調査。
- (10) 一般的に所得や教育の水準が低い層ほど評議会の役割への期待度が高く、水準が高くなるにしたがって期待度は低くなり、特にいわゆる知識人層ではむしろ批判的姿勢が目立つ。しかしそれも、大衆層の望むものが秩序の構築と安定であるということの裏返しと考えることができる。
- (11) 周知のように1948年以降、ガザと西岸とはイスラエル国家の樹立によって連接を断たれ、それぞれが独立した社会的、経済的展開を迎えてきた。1967年以降、双方ともにイスラエルの占領統治下に置かれるという逆説的な形で連接を回復したが、それでも双方の住民の法的地位や所得水準の格差は埋まらず、そのような格差を背景として政治的な姿勢も微妙にズレを起こしているのが実状であった。評議会は、そうしたズレの調整機構として制度化された最初の機構であり、文字どおりパレスチナ人はナショナルな意思形成のメカニズムを手にすることとなったのである。それはまた、評議会を媒介装置とすることで、ガザと比べて相対的に脆弱な統制しか及ぼせなかったアラファト以下のPA指導層の影響力が、ナショナルに均分化されるメカニズムでもある。
- (12) 選挙後PAはPNC議員で暫定自治地域に帰還を希望する在外パレスチナ人193名の名簿をイスラエル側に提出。1996年4月22日、ガザで第20回PNCが開催された。従来の在外メンバーに評議会議員88名、およびその他に自治地域から選出された98名が加わって総数669名となったが、そのうち会議参加をボイコットした議員は133名にとどまった。
- (13) 首相公選制導入の際の論争については、池田明史「イスラエルの議会と選挙」(『議会政治研究』第24号、1992年10月)をみよ。
- (14) 労働党の選挙戦は、和平プロセス、安全保障、通常性(normalcy)、繁栄という四つの要素の相互連関を中心に政権の継続を主張し、リクード側はオスロ合意によって「発生した」ダメージの回復を唱えて、一定の「危険ライン」を越える交渉を拒否することを主張した。そこでの危険ラインとは、エルサレムをめぐる譲歩、ゴラン高原からの撤退、パレスチナ自治政府に対する安全保障の委任、パレスチナ独立国家の承認の4項目であった。
- (15) 1996年夏の政権発足後の蛇行的な展開は、こうしたジレンマを傍証するものといえる。当初は国粋派への迎合を示すためにパレスチナ側との対決姿勢をみせたネタニヤフは、それが同年秋のエルサレム・トンネル暴動につながって現実派の批判を浴びるや、一転してアラファトとの対話路線を追求、アラファトもまた、トンネル暴動を奇貨としてネタニヤフとの本格的交渉に入る糸口をみつけ、その結果が97年初頭のヘブロン撤退交渉の妥結をもたらした。ヘブロン合意に反発した国粋派の突き上げに直面して、ネタニヤフは東エルサレムでの入植地建設を強行し、彼らの支持を繋ぎ止めようとする。それがパレスチナ和平を再び行き詰まらせ、国際世論や現実派の激しい批判を浴びると、暫定自治

交渉から一足飛びに占領地の最終的地位交渉をまとめ上げる用意があると言明し、現実派の離反を防ごうとする。こうした変転は、ジレンマが顕在化せぬよう常に国粋派と現実派との「中間点」に占位せざるをえないネタニヤフの立場をそのまま投影している。